

令和5年

# 全員協議会記録

令和5年10月27日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和5年10月27日（金曜日）  
午後 2時00分 開会 午後 3時55分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 16名

議 長	富 澤 啓 二 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	2 番	安 保 友 博 議員
3 番	鳥 飼 雅 司 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
13 番	菅 原 満 議員	14 番	鎌 田 泰 春 議員
15 番	岩 澤 侑 生 議員	18 番	吉 田 武 司 議員

◇欠席議員 2名

12 番	待 鳥 美 光 議員	17 番	内 山 恵 子 議員
------	------------	------	------------

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 長	田 中 康 一
上下水道部長	佐々木 一 弘	企画部次長兼 財 政 課 長	丸 山 洋 司
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	企画部次長兼 資 産 戦 略 課 長	渡 邊 宗 臣
総務部次長兼 総務人権課長	渡 部 剛		
上下水道部次長兼企業経営課長			前 島 祐 三
企画人権課長 兼 組織改善プロジェクト・チーム チーム・リーダー			中 川 大
企画人権課調整幹 兼 組織改善プロジェクト・チーム チーム・サブリーダー			中 蔦 裕 猛
水道施設課長	本 橋 勝 己	下 水 道 課 長	柳 下 博 光

企画人権課長補佐 兼 企画人権課組織改善プロジェクト・チーム 齊 藤 寛 子  
チーム・メンバー

財政課長補佐 矢 内 康 博 資 産 戦 略 中 島 康 洋  
課 長 補 佐

企 業 経 営 矢 萩 美 和  
課 長 補 佐

◇事務局職員

議会事務局長 松 戸 克 彦 議 事 課 長 工 藤 宏

議事課長補佐 中 村 智 子 議事課副主幹 川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件

和光市総合振興計画実施計画（令和6年度～令和9年度）について  
広沢複合施設整備に係る想定外地中埋設物撤去等工事額の確定について  
水道料金の改定について

午後 2時00分 開会

○富澤啓二議長 ただいまから全員協議会を開催します。

ここで欠席届の報告をします。

待鳥美光議員から法事のため、内山恵子議員から葬儀のため、欠席の届けが出されています。初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 皆様、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関しまして日頃から格段の御協力をいただきましてありがとうございます。また、大変御多用の中、全員協議会を開催いただきましてありがとうございます。重ねて感謝を申し上げます。

本日は、3つの案件を予定しております。企画部から令和6年度から令和9年度までの4か年の和光市総合振興計画実施計画についてと広沢複合施設地下埋設物撤去等工事費の確定について、上下水道部から水道料金の改定について説明をさせていただきます。

まず、実施計画につきましては、第五次和光市総合振興計画に基づき個別施策等を戦略的に推進するため、重点的に取り組んでいく事項を明確にしたものです。本計画は、予算編成を進めていくに当たっての指針となるものですが、全ての事業内容がそのまま予算案に反映されるわけではないということを御留意くださいますようお願いいたします。

次に、広沢複合施設地下埋設物撤去等工事費の確定につきましては、広沢複合施設整備に対し想定外の地下埋設物が発見されたため、国に対し瑕疵担保責任による損害賠償請求をしましたが、国の積算検証が終了し、地下埋設物撤去等工事費が確定しましたので、御報告をいたします。

次に、水道料金の改定につきましては、和光市水道事業経営戦略の中で令和4年から令和6年に料金改定することを明記しておりました。このたび和光市水道事業審議会に諮問し、再検証を行っていただき、答申を得ましたので、その内容について御説明をさせていただきます。

それでは、詳細につきましては担当から説明いたしますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○富澤啓二議長 ここで、市長は公務のため退席いたします。

〔柴崎市長退席〕

本日の案件は、和光市総合振興計画実施計画（令和6年度～令和9年度）について、広沢複合施設整備に係る想定外地中埋設物撤去等工事額の確定について、水道料金の改定についてです。

初めに、和光市総合振興計画実施計画（令和6年度～令和9年度）について説明を願います。大野企画部長。

○大野企画部長 それでは、和光市総合振興計画実施計画について御説明をさせていただきます。

お配りした資料の1ページを御覧ください。

総合振興計画は、長期的な展望に立って本市が目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示したものでございます。健全な財政運営に関する条例第4条第2項におきまして、市長の責務として策定を義務づけられております総合計画に当たるものでございます。

総合振興計画に基づく個別施策等を戦略的に推進するため、重点的に取り組んでいく事項を明確にした実施計画を策定し、総合振興計画における個別施策をしっかりと推進していくものでございます。

詳細につきましては、企画人権課長から説明をさせていただきます。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 それでは、引き続き和光市総合振興計画実施計画について御説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

3、令和6年度の歳入歳出の見込みにおいて、令和6年度の一般会計における歳入と歳出の見込みについて記載をしています。

令和6年度の歳入につきましては、市税収入は、納税義務者数の増加等により約3.7億円の増額となる見通しです。

市債につきましては、令和6年度の第三小学校用地取得事業債の借入れ終了などにより、約15.3億円の減額を見込んでいます。

また、地方譲与税等は、国が示す伸び率を考慮し、地方消費税交付金が増額となる見通しです。

次に、3ページを御覧ください。

歳出の見込みにつきましては、職員人件費は、職員定数の増加や定年の段階的な引上げなどにより、約0.7億円の増額の見通しとなっております。

また、扶助費は、生活保護費や低所得者への支援、高齢化の進行等により、約1.4億円の増額を見込んでいます。

補助費等は、ごみ処理広域化負担金の増額などにより、約1.1億円の増額となる見通しです。

投資的経費につきましては、令和6年度に第三小学校用地取得や第三中学校特別支援学級設置工事が完了するため、約22.6億円の減額を見込んでおります。

財政状況における基本的認識につきましては、今後、物価高騰に伴う物件費や人件費の増加も見込まれることから、事業の見直しや様々な経費の抑制などにより財源を確保し、将来の財政需要に備えておく必要があります。

続きまして、4、実施計画対象事業について御説明いたします。

第五次和光市総合振興計画及び行政経営方針に基づき、令和6年度から令和9年度までの期間の実施計画対象事業について資料のとおり整理をしています。

第五次和光市総合振興計画で示した、描く未来の実現に向けた8つの基本戦略を重点的に推進していくとともに、都市基盤の整備と福祉施策の充実を2本の柱に重点を置いて取り組んでまいります。

実施計画対象事業につきましては、資料4ページから5ページにあるとおりの28事業となっており、個別の事業計画につきましては、6ページ以降の計画書を御参照ください。

各事業の詳細につきましては、実施事業別に実施概要、実施項目及び想定事業費などをお示ししております。

和光市総合振興計画実施計画の説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 実施計画に28項目挙がっているんですけども、28番は、以前議会で火葬場のエンディング計画で入れてほしいということで、入れていただいてありがとうございます。ただ、この中で1つ抜けているような気がするの、特養ホームだとかそういう建設計画とかはどこの項目にあるのでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今、議員から御指摘をいただきました特別養護老人ホームの件につきましては、今回の実施計画には特に対象事業として記載しておりません。ただ、重要な課題として認識はしているところですけども、本年度実施予定の第9期長寿あんしんプランの策定過程において、担当課にて検討段階でありますので、本計画には記載しておりません。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 前期でいろいろ公募して応募がなかったということで1年延びているわけですから、その間に1年も待っているわけですね。それで今年はどうなっているのか、まだ結果は聞いていないんですけども、やはりここにしっかり私は載せるべきだと思うんです。これ重要なことだと思うので、その辺をどう考えているのか。検討中というのはちょっとおかしいのではないのでしょうか、公募もしているわけですから。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 繰り返しの御説明になって恐縮ですけども、本年度、長寿あんしんプランに基づいて検討を行っている段階のもので、次年度以降、どういったことが決まってから載せるのが正しいやり方だと思いますので、あくまで事業としては載ってはいないんですが、重要な課題として認識はしておりますので、担当課のほうで進めているものと認識しております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 今、御説明がありましたが、3ページの実施計画対象事業というところで、

その第五次総合振興計画で描く未来に向けたというこの8本の柱で成り立っているというのはよく分かっているんですけども、今回、この28個の項目にした選定基準だったり、先ほど赤松議員も言われていたんですが、特養老人ホームというのはずっと何年も前からそういった話が出ているけれども、いろいろな事情で前に進まないという現状があるのですが、選定の仕方について、何を基準にこの令和6年度から令和9年度までの実施計画というのを選定していったのか、そこら辺の経緯を教えてくださいと思います。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今、議員から御質問いただきました事業の選定方法につきましては、まず、市長、副市長、企画部長をメンバーといたしました行政経営会議、こちらを通じて選定を行っております。

選定のやり方といたしましては、今、議員からも御指摘がありましたが、第五次和光市総合振興計画でお示ししている8つの基本戦略での位置づけや、また昨年度の対象事業を主に対象の候補としながら、まず事業選定をしております。そのたたき台といたしまして、各部署長に対してまだ対象事業はありますかとかの加除の照会をした上で、選定をしております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 今の説明ですと、その実施計画というのは、令和6年度から令和9年度までですよというふうに進められるんですけども、次年度になってやっぱり早急に進めていかなければいけないよねとか、それこそ本当に介護保険の計画が来年示されるわけですよ。それが示された後にもう一回重要だよなという判断をしていくのって、また見直しが相当必要だと思うんですけども、そこら辺の考えがどういうふうになっていくのか、教えてもらいたい。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 あくまでこの実施計画につきましては、予算編成の指針となるものとして健全財政条例の中でもうたわれておりますので、仮に緊急の場合、重要な事業があった場合には、実施計画とは別に予算立てなり事業の実施をしていくということで考えております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 こちらの住民に対するヒアリング等というのはどのような形で、アンケートなどで行われているのか、そういったところも教えてくださいませんか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 こちらの実施計画につきましては、特に市民参加の手続きを踏んでおりませんので、決定した後、市民に対して公表していく形になっております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 では、流れとしては、この計画が出来上がった後に例えば市民の方に、市民参加の形としては案を提出して、それに対するパブリックコメント等を通じて市民参加を促していくという流れでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 実施計画の5ページ目を御覧ください。

先ほども御案内したんですけれども、あくまで実施計画につきましては予算編成の指針となるというところで、公表イコールパブリックコメントとして意見を求める内容とはなっておりません。実施計画を公表した後に、今、予算編成を行っている最中ですが、この実施計画を基に予算編成を進めていくという流れになっております。

○富澤啓二議長 大野企画部長。

○大野企画部長 担当課長の答弁に少し補足をさせていただきたいと存じます。

市民参加というか市民への周知というのは、非常に大切なことであると認識しております。今回の実施計画は、基本になるものが総合振興計画という形になりますので、この総合振興計画を策定する段階で重層的な市民参加を展開して、市民の声を踏まえたり、あとはその前に市民アンケートですか、市民意識調査などを実施して、住民ニーズをその時点で捉えてというような形で、個別のそれをブレイクダウンした4か年もの実施計画については、予算編成の指針になるということで、その辺の詳細な市民参加の手続きは取っておりませんが、基本となる部分でしっかりとやらせていただいているということで御理解をいただければと思います。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 あと1点、今の話からいったら抜けていないのかも分かりませんが、資産戦略がここ10年間取り組んできた丸山台遊休地の利活用についてもこの項目から抜けているんです。令和9年まで何もやらないというわけではないと思うんですけれども、それについてはこれ大きな資産なわけです。どのように考えているのでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 実施計画の10ページ目を御覧ください。

少し細かいお話になってしまうのですが、10ページ目の実施計画の5番、公園施設トイレの充実の中で、令和6年度の事業費が2,000万円になっております。令和7年度以降は1,300万円ですけれども、この差額の700万円につきましては、外環上部、今、議員がおっしゃった場所にトイレを整備する予定となっております。このトイレ、ライフラインの設置を皮切りに、今後いろいろな事業、施策を展開していく予定でありますので、項目として外環上部としては載っていないのですが、事業は少しずつ動き出しているというイメージを持っていただければと思います。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 イメージで捉えるとしたら、あそこにトイレ、また水道のようなもの造って、市民が広場に集まっているいろいろなイベントをやりながら、今後どう進めるか、多目的広場として使うのか、何を造るのか、これからでしょうけれども、そういう試行的な意味でトイレをまず造るということで、大きな建設はその後考えるということでもいいのですか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今、議員がおっしゃったとおり、まずはライフラインを整えてから、そ



の後少しずつ事業を進める。大きなもの、まだ造るとは決めてはいないんですけども、イベント等も含めて検討している段階でございます。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 34ページのデジタルトランスフォーメーションの推進ということで、実施計画で示されているんですけども、大きな対応でデジタルガバメントの対応とかも出てくるのかなと思うのですが、それはまた別予算の中で出てくるという理解でよろしいのでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 実施計画に書いていないデジタルガバメント等については、詳細を把握していないというのが実情なんですけれども、必要であればその予算の中で、今、議員がおっしゃったとおり担当課から挙がってくると思いますので、現状、実施項目として挙がっているのはこの3点になるということで御理解いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 29ページの実施項目の中のコミュニティ施設のWi-Fi設置について伺いたいのは、これまで公共施設にWi-Fiを設置してほしいという話は、議会でもさんざんいろいろな人から出ていたと思うのですが、これまでの実績として、大手の携帯キャリアに申し込んでいる人だけが使えるものについては幾つかありますよという話があって、今回の話はそうではなくて、市が契約しているインターネット回線をWi-Fiで飛ばして市民が自由に使えるというものになるという、そういう理解でよろしいのか、確認したいと思います。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 どの種類のWi-Fiを入れるかまでは確認が取れていませんが、担当課からは、市民要望が高いWi-Fiの設備を導入するというので、各コミュニティセンター、地域センターに設置をする予定になっております。その市民要望が高いものというニーズからいきますと、誰でも使えるようなものを想定してはいるんですけども、どの機種を入れるかというところまでは把握しておりません。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 これまで市役所とか、図書館とか、公民館とか、地域センターとか、コミュニティセンターとかいろいろあると思うんですけども、そういうところで結局インターネット回線を市が負担して、Wi-Fiの機器に対しても市が負担してというのは相当な金額がかかるというところで、それがずっと見送られてきた経緯があるんですけども、令和6年度1年間だけでこの矢印を見てもう完結するように見えるんですけども、現時点でその詳細が決まっていない中でこの1年間でそれは完結するのか、その見通しについて伺います。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 所管課から挙がってきているものが令和6年度のみですので、令和6年度1年間で設置するという認識でおります。ただ、先ほど市長からも御案内がありましたが、必ずしも予算が通るというものではありませんので、重要事項としては捉えておりますけれど

も、歳入が固まったときの予算編成において、またそこは議論をされていくと認識しております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 28ページのスポーツ施設整備という部分で、現状と目標というのが利用者の数字、延べ人数からどれくらいを目標とするというところしか書かれていないんですね。だから実際にどのような整備をして、今までもその運動場のところにスコアボードをしっかりとやってほしいとか、いろいろな要望が多分出ていたと思うんですけども、そういうことも含めて、利用者の数が増えればいいのかという問題ではなくて、どういう計画でどういうふうに進めていくのかというのをもう少し分かりやすく書いていただくと、イメージがすごい湧きやすいなと思うのですが、そこら辺がどういう状況なのか教えてください。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今回の現状と目標につきましては、議員の御指摘のとおり人数しか載せていなかったということで、来年度以降、もしこの事業を載せる場合は、そういった設備に関することも載せられるかどうか、担当課と検討してまいります。

それと今、計画的な整備ということで議員からお話がありましたけれども、第2次公共施設マネジメント計画、こちらにのっとってスポーツ施設についても適宜更新や設備の整備等を行ってまいります。

○富澤啓二議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 2時23分 休憩）

再開します。（午後 2時24分 再開）

広沢複合施設整備に係る想定外地中埋設物撤去等工事額の確定について説明を願います。

大野企画部長。

○大野企画部長 それでは、広沢複合施設地下埋設物撤去等工事費の確定について御説明をさせていただきます。

令和3年12月に竣工しております広沢複合施設整備事業におきまして敷地全体の整備を行った際に、国より取得した土地より、国の事前調査で推計されていた埋設物のほかに想定外の地下埋設物が発見され、撤去処分等の工事が追加で発生したことから、国に対し瑕疵担保責任による損害賠償請求をしておりました。このたび国の積算検証が終了し、地下埋設物撤去等工事費が確定いたしましたので、御報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、資産戦略課長から説明をいたします。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 それでは、広沢複合施設地下埋設物撤去等工事費の確定について説明いたします。

令和3年12月に全面供用開始しております広沢複合施設の整備事業におきまして敷地全体の整備を行った際に、国有財産売買契約により取得した事業用地から、国の事前調査で推計されていた埋設物のほかに想定外の地下埋設物の存在が明らかになり、その撤去処分並びに想定以上の掘削に伴う地盤改良等の工事が追加で発生したことから、国に対し瑕疵担保責任による損害賠償請求をしていました。市が国に提出した本件損害賠償の資料等について、このたび国の積算検証が完了し、地下埋設物撤去等工事費が確定しましたので、御報告いたします。

発見された地下埋設物につきましては、お配りしましたA3の資料右側、地下埋設物配置図に示したとおりとなります。元国有地からヒューム管や独立基礎、金属スクラップなどが発見され、その総量はコンクリートがらとして104.42m<sup>3</sup>、スクラップ等混合廃棄物として26.75m<sup>3</sup>となっております。

元国有地に起因する地下埋設物撤去等工事費は、資料右下の青枠のとおり想定外埋設物撤去及び保健センター地盤改良工事費2,089万1,436円、認定こども園地盤改良工事費449万3,535円、児童発達支援センター地盤改良工事費412万円となり、損害賠償額は総額で2,950万4,971円となりました。

この損害賠償金額で国と和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、和解に関する議案を12月定例会に上程いたします。

なお、元国有地だけでなく市有地からも想定外地下埋設物が発見され、撤去処分を行いましたので、それに要した工事費を合算し、補正予算として12月定例会に併せて上程いたします。

また、今後の流れとしましては、資料左側下段のこれまでの経緯と今後の流れの赤枠、積算検証終了以降の流れとなりまして、12月定例会で和解の議決をいただきましたら、国と和解確認書の取り交わしを行い、損害賠償金を受領する流れとなっております。

広沢複合施設地下埋設物撤去等工事費の確定についての説明につきましては、以上となります。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

萩原議員。

○萩原圭一議員 令和2年9月に埋設物の撤去工事が完了して、翌年の令和3年1月に国有地瑕疵担保請求をして、国がその請求を受領したと。それから積算検証をやって、それが終了したのが今年、先月の9月ということで、請求を受領してからこの積算検証が終了するまで2年半ぐらいかかっているのですが、この間、国はどのような積算検証をやってきたのでしょうか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 国の積算検証のやり方なんですけれども、和光市が事業者から受領した元国有地の想定外地下埋設物の撤去等に、工事に要した費用の見積書を提出しまして、そちらの内容につきまして、国の基準に基づいて国が同様の工事を行った場合の必要最小限度の工事費を国のほうで市販刊行物等の掲載単価を標準としまして積算し、金額を確定させる作業を行

っていたものです。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 2年半ぐらいかかったというのは、大体それぐらいかかるものなのでしょうか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 他の事例のことは承知しておりませんが、今回の件に関しましては時期的にちょうどコロナ禍とかぶっておりまして、その影響で関東財務局の担当者が出勤制限を受けまして、これまでどおりの処理がなかなかできなかったことですか、あとは、通常その都度現場の確認をされるんですけども、それもかないませんで書類審査と写真判定のみでの検証となりましたので、通常の検証に比べて時間を要しているものと推察しております。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 あと、示された損害賠償額が2,950万円ぐらいということで、この賠償額で実際かかった費用はほとんど賄えているということでしょうか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 当初こちらが提出した額との増減はございますけれども、地下埋設物撤去に要した工事費については、基本的に全ての内容について国に認めていただけたという認識でおります。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 費用の負担としては、現状では事業者が持っていて、まだ市はその賠償金を事業者を支払っていないという状態でしょうか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 議員のおっしゃるとおり、現状ではまだ事業者のほうにお支払いはしておりません。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 議決をして、その後、事業者に2,950万円を支払うということでしょうか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 12月定例会で補正予算を御承認いただきましたら、事業者のほうにはお支払いしたいと思っております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今の関連ですけれども、そもそもこの瑕疵担保請求をした時点での金額と、あと今回の和解の内容について教えてください。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 元国有地部分について国のほうに当初損害賠償請求した金額としましては3,437万8,080円になります。今回確定した金額が2,950万4,971円ということになります。

内容につきましては、工事の内容はおおむね全て承認していただけているのですが、国のほうの基準で必要最小限度の工事費の積算ということで、国の積算基準に基づいて改めて積算したところ、減額が発生したということになります。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、その3,437万8,080円の請求に対して国がもし工事していたとすると、この2,950万3,971円でできたということで、その差額の部分を市が負担することになったと、そういう理解だと思いののですが、国がやったからそうなったというのは、市側としてはそのまま承服できるものなのかというのは、現地で実際に工事をしたときに、必要最低限の金額で市も検討したと思うんですけども、それにもかかわらず500万円程度、国だったらもっと安くできたはずだということになっているんですけども、その辺についての評価を伺います。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 まず初めに、今回500万円減額になった部分について市が負担するということはございません。こちらは、国有地部分について全ての部分、この工事にかかった経費として、市もこの積算検証に参加しておりますので、検証した上で算定した額が2,900万円ということになります。

例えばの例でお話しさせていただきますと、国や県の工事の積算基準では、例えばここ、この場所を掘削するといった場合には、その大きさの重機を、この重機を使用しようという形で基準が決まっています。

今回のケースでは、既に既存施設の解体に現場はもう動いていましたので、現場に必要な重機もそろってました。そういう状態ですので、その工期が短縮できて、経済的にも効率的にもいい運用の仕方としては、現場にある重機を使うことだと思いますので、国に沿った形での重機を改めて追加でリースすることなく、現場であった重機を使用したという状況になっています。

ですので国の積算検証では、新たに、実際に使ったものではなくて必要最小限度の工事費の算出ということで、若干小さめの重機の仕様が基準になっていきますので、現場にあった重機を使用することは積算上は過大積算になりますので、こちらは基準の範囲で修正をしたということになります。なので積算上はそうなりますけれども、現場では追加リースがなくて、重機の回送、運搬の費用ですとか、工事を止めて工期が延びるといったことはありませんでしたので、コストとしては影響がなかったものと推察しております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、先ほどの質問と重複しますけれども、その差額の500万円というのは市が実際に支払ったものではなく、積算との差額ということになると思うのですが、この工事費の実際の金額というのは、この工事を実際に請け負った業者が、今この2年半の間、その不確定な状態で待たされているということで、これでこの和解が成立すると、確定した金

額が業者にこのまま支払われるという理解でしょうか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 元国有地部分に関しましては、この積算金額で事業者も同意しておりますので、こちらの額を支払うことになる予定でございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 この制度の問題で分からないので確認したいのですが、基本的に一般的な工事をする場合というのは、こういう工事が必要だから幾らかかりますよというのを事業者のほうで算定をして見積りを出して、それで工事をするというのが一般的だと思うのですが、この瑕疵担保という場合は、幾らかかるか分からないけれども取りあえずやってくれというような出し方をして、あとは国が何と言うかということ、裁判した結果によって確定したものを支払うというような契約内容になっているのか、その辺ちょっと確認させてください。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 おおむね議員のおっしゃったとおりになるんですけども、想定外の地下埋設物が見つかった段階で、国のほうからこのように対応していただきという形で指導をいただいております。その中では、地下埋設物が発見された場合は、その撤去工事の実施は大きく2つの方法がございまして、1つは、国が直接撤去工事を実施するという方法と、もう一つは、買主が撤去工事を実施し、その費用を国が検証して損害賠償金として支払うといった形になります。広沢複合施設の場合は、もう既に現場工事に着手していましたので、後者の損害賠償を求める方法を取っております。

○富澤啓二議長 吉田議員。

○吉田武司議員 今のところなんですけれども、これ、売買するときにまず地質調査をしませんでしたっけ。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 国のほうで売買に先立って地質調査を行って、その報告は受けております。

○富澤啓二議長 吉田議員。

○吉田武司議員 瑕疵担保請求で地質調査をして売買をして、その後、工事が実際に始まってそういう埋設物が見つかったときには、10年間は売主がそれを全部撤去するということになっていますよね。そういう認識でよろしいですか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 売買契約書上は、引渡しから2年間に限って損害賠償請求できるという形で表記がございます。

○富澤啓二議長 吉田議員。

○吉田武司議員 それで、今までこの施工業者にお金を払っていないということで、この支払いについては、金利とかその辺はつくのでしょうか。

○富澤啓二議長 渡邊資産戦略課長。

○渡邊資産戦略課長 事業者との協議の中では、負担額については、国に損害賠償請求した額を上限額として、国の積算検証結果後にお支払いするという事で協議し、同意は得ております。ですので、金利の発生はないものと認識しております。

○富澤啓二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 2時40分 休憩）

再開します。（午後 2時41分 再開）

水道料金の改定について説明願います。

佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 それでは、水道事業経営戦略の再検証を基にした審議会への答申結果を受けて、水道料金の改定について説明いたします。

水道事業は、全てを水道料金で賄う独立採算の公営企業として事業運営をしておりますが、その水道料金は、消費税の改定に伴う改定以外は平成10年10月の料金改定後、実施しておりません。

現行の和光市水道事業経営戦略の中では、策定当初の令和2年全員協議会で、令和4年度から令和6年度に15%の料金改定を実施し、それ以降に段階的に改正することとしておりますと説明し、令和4年から令和6年に料金改定をすることが明記されておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大等を考慮し、実施を見送ってきました。その後、世界情勢の変動の中で起こる燃料費の高騰など、水道事業に直結する課題も顕在化し、ますます水道事業の経営の健全性が求められる状況となっております。

そのような中、これまで同様に市民の皆様にご家庭や事業所、公共施設等に安全で安心な水を安定して供給し、絶やすことなく継続的に進めていくには、今回御提示させていただき審議会の答申に基づく水道料金の改定が、持続可能な水道事業の運営に欠かすことができないと考えております。

今回、現行の和光市水道事業経営戦略を基に、再度将来の見込み値や最新の決算値等の状況を基に適正な水道料金について検討し、水道事業審議会でも御検討いただきました答申も出されましたので、その内容について皆様に御説明申し上げます。

詳しい内容については、担当課長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 ただいま部長から概要について御説明いたしました。私のほうからは、これまでの審議会での審議内容を中心に御説明させていただきたいと思っております。

それでは、お手元に配付いたしました資料、水道料金の改定についてを裏返していただきまして、最後のページの7、補足を御覧ください。

第1回から第4回までの審議会と答申の全日程が示されております。第1回の審議会は、令和5年4月25日に開催され、市長から審議会に対し適正な水道料金の在り方についての諮問がなされました。6月に第2回、8月に第3回の審議会を開催し、料金改定の在り方について具体的な審議をしていただいた上で、10月11日に第4回の審議会を開催し、答申内容をまとめていただきました。そして、10月18日に審議会の会長より市長に対し答申を行ったものです。

では、具体的な審議内容について、本資料を基に説明していきます。

資料を表に戻していただきまして、1ページを御覧ください。

先ほどスケジュールのところでお説明したとおり、1回目の審議会では、市長から審議会に対し適正な水道料金の在り方について諮問がなされましたので、事務局から審議会に対し、1ページにあるとおり将来の予測結果をお示しいたしました。

最新の事業環境を加味した事業計画及び決算値、予算値を用いて、現状のまま事業を進めていった場合、現行の戦略と比べ先送りにはなるものの、結果として令和9年度に純損失が発生、資金ショートするという結果となりました。こうなると企業債の返還ができなくなり、水道事業経営が破綻してしまうため、審議会全体の共通認識として料金改定が必要であるという結果に至りました。

2回目の審議会では、1回目の審議会でも料金改定が必要であるという共通認識の上、では、どの程度の改定が必要なのかというものを、現行の戦略を基に直近の予算値、決算値、また今後30年間の建設改良費等を算出の根拠として、公益社団法人日本水道協会が発行した水道料金改定業務の手引きを参考にさせていただきまして、審議、検討をしていただきました。

内容としては、2ページを御覧ください。

2、適正な料金水準（＝総括原価）の算定の（1）料金の基本原則の①に独立採算制の原則とありますが、皆さんも御存じのとおり、水道事業の経営は、独立採算制の公営企業として原則税金を投入することなく運営しております。そのほかに②経費負担の原則、③公正、妥当な料金設定などの原則に従い、水道料金を頂いているというわけです。

では、これらの原則に従い、水道料金を算出するにはどうしたらよいのかというのが、次の③の下に示されております。その下の部分を読みます。

『独立採算制の原則より、水の供給に必要な原価を料金収入のみにより回収する必要があります。この回収すべき費用を総括原価といい、以下の図のように定義されます』とありますが、その下の計算式のような図を御覧ください。丸が幾つかあると思うのですが、一番右の丸、白で総括原価と書かれております。これは、イコールの左の、営業費用から関連収入を差し引いたものと資本費用を合わせたもので、これが総括原価となって全て料金収入で回収しなければならないということを示しているものです。

その下になりますが、今回は料金算定期間を（2）にあるとおり令和6年度から令和10年度の5年間として算出しています。また、（3）にあるとおり資産維持費を適正な水準に保つため、収益的収支における純損失を生じさせないこと、資金残高を4億円以上維持することとし



て算出すると、資産維持費は7.3億円が必要となる見込みとなり、2ページの一番下、青い棒状の図で示しておりますが、総括原価は59.3億円、白字で書いてあると思うのですが、総括原価は59.3億円となることが分かりました。

3ページと4ページでは、参考までに料金算定期間における営業費用や関連収入、支払い利息、給水収益を、アからエということで具体的な数字を落とし込んだものを示しております。

ここまでの説明なんですけれども、現状のままですと令和9年に純損失が発生、資金ショートするということと、それから、独立採算制で経営している水道事業は、それを回避するためには水道料金の改定が必須になりますと、そういうことになると思います。

そこで今回、日本水道協会が発行している水道料金改定業務の手引きに基づいて、適正な料金水準の検討を審議したということになります。内容は、独立採算制の原則により、水の供給に必要な原価を料金収入のみにより回収する必要がある、この回収すべき費用を総括原価といい、これは営業費用から関連収入を差し引いたものと資本費用を足したもので、59.3億円というところを御理解いただければと思います。

さて、ここで5年間における総括原価が59.3億円ということが分かりましたので、これを5年間の中で水道料金として回収をしていくわけですが、先ほども出てきたこちらの手引きを基に、今度は総括原価を分解、分配して料金体系に配賦するという作業がございます。これで最終的に単価を出していくという、この手引きに従った作業を行ってまいりました。

それが、4ページの真ん中になります。

青の3、4ページの真ん中、3、総括原価の分解、それから5ページの4、新料金の算定となりますが、順次御説明いたします。

まず、4ページの3、総括原価の分解です。

そもそも水道料金は、固定的にかかる経費として基本料金、使用水量に応じて必要となる経費を負担してもらう従量料金の2段階で構成されています。この基本料金の部分を準備料金、従量料金の部分を水量料金として原価の配分をするため、総括原価を性質ごとに分解していきます。図を見てもらうと、4ページの下の方の一番左の縦に長い部分が総括原価、真ん中の一番上を見ていただきますと原価の分解が示されておりまして、一番右のところは原価の配分を示しており、上が準備料金、下が水量料金という、準備料金が基本料金の部分で、水量料金が従量料金という部分となるものとなっているのが示されております。

左の総括原価では、ちょっと見づらいかもかもしれませんが、赤で表示されています総括原価は59.3億円でした。これを検針や集金に係る経費、量水器に係る経費など使用者の増減に応じて変動する費用として需要家費、それと給水量の多寡に関係なく水道施設を適正に維持していくための固定費、それと動力費など給水量の増減に応じて変動する変動費に分解していくわけですが、この図に示されているとおり、59.3億円の総括原価をこの赤で書いてある需要家費5.6億円、固定費42.2億円、変動費11.5億円と、それぞれ性質ごとに分解していきます。このうち需要家費は、基本料金となる準備料金に固定費のうちの40%、約16.9億円は準備料金に、60%、

約25.3億円は水量料金に、変動費は水量料金に配分します。

いろいろと専門用語が出てきて難しいと思うのですが、ここでは総括原価59.3億円を水道料金に落とし込むために、その基となった費用を、こちらの手引きに従って性質ごとに分解し、基本料金の部分である準備料金と超過料金となる部分である水量料金、これに分配したということを御理解していただければと思います。

では、5ページを御覧ください。

#### 4、新料金の算定です。

前のページで御説明したとおり水道料金は二重構造なので、総括原価59.3億円は基本料金に充てる準備料金と超過料金に充てる水量料金に分けます。これをさらに性質ごとに分解していくと、需要家費のうち、検針、集金関係で5.6億円、量水器関係諸費で170万円、固定費のうち、40%を固定費準備料金として16.9億円、60%を固定費水量料金として25.3億円、最後に変動費が15.5億円で算出され、集約すると準備料金が22.5億円、水量料金が36.8億円と算出できました。

次に、これを実際の料金に反映していくわけですが、ただいま御覧いただいた図の下、青で書いてあります(1)公営財団法人日本水道協会発行、水道料金改定業務の手引きに基づく配賦結果ということですが、これは総括原価59.3億円を日水協の手引きに基づき単純に分解、配賦したものです。

(1)の⑦、準備料金の配賦結果という表を御覧ください。

例えば口径13mmでは一番左に13mmと書いてあって、その一番右のほうを見ると550円、次の20mmでは1,050円、25mmでは1,550円と以下の表のとおり結果となっております。

次の⑧水量料金の配賦結果では、使用水量20 $\text{m}^3$ までは基本料金に含まれておりますが、21 $\text{m}^3$ から40 $\text{m}^3$ までは1 $\text{m}^3$ 当たり現行95円が110円、41 $\text{m}^3$ から60 $\text{m}^3$ までは1 $\text{m}^3$ 当たり現行114円が130円、以下160円、180円、臨時用で330円となりました。

ここまででは、総括原価59.3億円、5年間でこの額を水道料金で回収しなければならない。その59.3億円を料金に落とし込むために手引きに従いまして費用の性質ごとに分解し、基本料金の部分である準備料金と超過料金となる部分である水量料金に配賦して、その結果として口径ごとに1か月の基本料金、1 $\text{m}^3$ 当たりの超過料金という形で算出したということが御理解いただければと思います。

では、次に、この算出しました料金を基本料金へ落とし込むとしたら幾らになるかというのが、次の6ページ、(2)手引きに基づく新料金の算定結果です。

基本料金を口径ごとに表にしてあります。13mmでは現行1,428円が手引きに基づく算定結果では1,100円、改定率マイナス23%、改定額マイナス328円となっております。20mmでは現行1,714円が手引きに基づく算定結果では2,100円、改定率22.5%、改定額386円、25mmでは現行2,000円が手引きに基づく算定結果では3,100円、改定率55%、改定額1,100円、以下御覧のとおりです。

下の表は超過料金で、超過水量ごとに表示してあります。

さて、ここで審議会でももんでいただいた課題なんですけど、これまで御説明したとおり手引きに当てはめて算出していくと、吹き出しにお示ししてありますが、下の超過料金については、全水量区分で平均改定率は17%前後になりましたので、調整不要という協議結果をいただきましたが、上の基本料金のほうは、口径ごとに料金改定率のばらつきが大きく、不公平感が顕著となりました。

これは、そもそも全国各自治体で水道料金の成り立ちが違い、料金体系も違い、もちろん金額等が違う中で、標準的な仕様として手引きに従いまして算出したものであって、全ての自治体がこの手引きに当てはまるというものではないので、全くそのままの金額でいいというものではないからです。

そこで審議会では（3）新料金の検討ということで、手引きに基づく算定結果は、基本料金において口径ごとに改定率のばらつきが大きいため、調整が必要と考えまして、基本料金について調整した改定案ケース1と改定案ケース2の2つのケースについて検討いたしました。

ケース1については、青枠に示したとおりの金額で、簡単に言うと金額改定をする中で口径によって金額が下がることのないよう据え置く。ただし円単位は丸めて10円単位に改定し、改定率もどの口径においても14%程度を上限とする案。ケース2については、全口径の基本料金改定率が一律7%となるように設定する案です。

この2つのケースを検討した結果が次の7ページ、（4）水道事業審議会における検討結果です。

読みますが、『基本料金は、口径ごとに改定率のばらつきを解消した公平性と、必要な給水収益を得ることによって安定的な経営を可能にする改定案ケース2とし、超過料金は、各区分における改定率の差が基本料金ほど大きくないことから手引きに基づく改定案を採用することとしています』という結果になりました。

ここでは、料金算定の結果として基本料金の7%の改定率、基本料金から超過しました水量については平均改定率17%になるということが御理解いただければと思います。

次に、（5）県内及び全国平均の比較ということで、7ページの下部分を御覧ください。

全国平均等の公表データに併せて1か月当たり税込みの水道料金を表示したもので、棒グラフにして比較したものです。御覧のとおり、全国平均で3,582円のところ和光市の現行料金は1,987円と、とても安価な料金形態であったことが分かると思います。今回の改定で2,222円となりますが、それでも近隣3市で一番安い状況です。ちなみに、朝霞市は昨年料金改定を実施しておりますが、志木市と新座市はこれから料金改定を実施する予定と聞いております。そのほか県平均、県内類似自治体平均と比べても、今回の料金改定をしてもなお安価な料金体系であるということが分かると思います。

最後のページの上の段には、6、改定後の水道料金案（新旧料金比較）として、通常請求する場合の2か月単位の基本料金と超過料金の新旧対照表をお示ししておきました。

以上で私からの説明は終了です。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

萩原議員。

○萩原圭一議員 5ページが一番上の文章のところ、準備料金38%、水量料金62%、つまり準備料金が基本料金になって水量料金が超過料金ということで、この比率が38対62になっているというのは、これはほかの自治体とかと比べてどうなのかということ、これが望ましい比率なのかというのは検証されたのでしょうか。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 こちらにつきましては、先ほどお話ししたとおり、各自治体で水道料金の徴収方法というのはすごくまちまちなんです。なので、一つ一つをほかの自治体と比べて、それも何十、何百ある自治体と比べるということはしていません。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 これが38対62になっているのは、つまり固定費42.2億円、そこが大きくて、そこを40対60で基本料金と超過料金に分けているから、それで38対62になっていると思うんですけども、固定費の42.2億円を40対60で基本料金と超過料金に分けたというのは、どういう根拠があるのでしょうか。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 もともと手引きに基づいて計算はしております。その中で、先ほど申し上げたとおりいろいろな自治体とも料金の算定方法が違ってきますので、そこはバランスを見て、今回はこのようにこちらで設定しました。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 バランスというのは、もうちょっと具体的に何か基準はないのでしょうか。4対6に分けているというのは。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 一応こちらの手引きにも算定の仕方というのが書いてあります。その固定費の配分方法としては、4つぐらいのパターンに分かれて示されております。その中で、和光市の場合は今後の人口減少に伴う使用料の減少の影響を受けにくく、多少ながら微増の状況にあるというところがありまして、それによって安定した料金収入を得ることが可能であろうという状況の中で、総括原価の40%という、準備料金60%というところに配分をさせていただいたということになっております。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 そこは分かりました。

次に、7ページの下のほかの自治体と料金を比べたところなんですけれども、上の文章のところで、全国平均等の公表データに合わせ、1か月当たり税込みの水道料金で表示しますとあ

るのですが、この金額を見ると、これは1か月ではなくて2か月なのではないでしょうか。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 全国平均等の公表データというのが、1か月ごとの水量料金で表示をされているんです。それを、要するに2か月分としたら幾らになるかということを下に示してあるという状況でございます。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 では、2か月分ということで、これは1か月当たり20m<sup>3</sup>での料金を示してあるわけですがけれども、20m<sup>3</sup>ということは基本料金ですよ。だけれども実際には上の表の左側にあるように、平均使用水量でいうと口径20mmの場合は36m<sup>3</sup>なので、基本料金に収まるということは少ないと思うんですよ。超過料金も含めた形でほかの市と比べないと、実際に和光市がほかの市よりこういうふうに低いのかどうかというのは、はっきり分からないと思うんですよ。だから、基本料金と超過料金を合わせて大体平均の水量でほかと比べないと、基本料金だけで比べてもあまり意味がないのかなと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 先ほど前島課長から話があった比較なんですけど、この表につきまして、全国データも今回お示ししたのは1か月の指標です。訂正させていただきます。

御質問に対してなんですけれども、全国の自治体の水道料金のデータというのは、基本的にこの20m<sup>3</sup>のデータが一般的に公表されているので、全国を調べて回るのはちょっと手間がかかるので、指標値としてこの数値を使わせていただきました。御指摘のように従量料金も全部やるべきだというのは、意見としてはごもっともなんですけれども、比較指標としてはこれが比較調査もしやすいということも含めて比較データを使用させていただいています。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 1か月分だと和光市、例えば改定案が2,222円になっていますけれども、これは2か月分の数字ではないんですか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 積算は2か月分ですが、今回お示ししているのは1か月分となります。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 でも、一番最後のページを見ると、例えば口径20mmの新料金だと税抜きで1,840円ということだから、これがその右上に2か月と書いてあるので、これ、この数字に消費税を入れたのが示されているのではないのでしょうか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 7ページのものは、あくまでも平均的な使用水量を基準に、例えば20mmであれば2か月で36m<sup>3</sup>を使うというときの料金表になります。8ページのものは、基本料金については、13mmから全ての口径が20m<sup>3</sup>まで含んだときの料金になります。右側の従量料金は、

口径に関係なく、この料金が1 m<sup>3</sup>ごとに従量制で課金されるという仕組みになっております。

○富澤啓二議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 でも、7ページの下の説明を見ると、20mm口径、1か月20m<sup>3</sup>使用時の料金比較を示しますと書いてあるんですけども、そのとおりだと最後のページでいう基本料金1,840円に税を足したものになるということなのではないんですか。

○富澤啓二議長 本橋水道施設課長。

○本橋水道施設課長 まず、7ページの表にしてあるもののデータの出どころが、総務省で決算統計というので集計しているものになりまして、その比較のものが口径20mmで1月20m<sup>3</sup>使用した料金ということになっております。ただ、各市の料金の計算の仕方はそれぞれですから、和光市の場合は今の8ページの料金表を使いまして、これは基本料金の中には1月当たり20m<sup>3</sup>までの使用料が含まれているのですが、2か月の表になりますので、これをまず40m<sup>3</sup>の使用で計算をしまして、それを2分の1をすることで計算しますと、7ページの表の改正案である2,222円の額が出るということになります。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 基本的なことを最初に2点聞きます。

審議会のメンバー構成はどのようになっているのかをまずお聞きして、あともう1点、和光市の平均口径というように、13mmが何%で20mmの人が何%、平均、一般市民は大体20mmなのか、私は疎いのでそれをちょっとお聞きして、一般市民の平均使用料でいったらどれぐらい値上げになるかというのが一番聞きたいところだと思うので、そういうのは試算されているのでしょうか。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 まず、審議会の委員のほうから申し上げます。審議会の委員は10名となっております。こちらは条例で定めておりまして、市内の事業者の方ですとか、それから専門の方、それから公募の委員が3名入っております。

それから、市内の水道メーター、主に一般家庭はどうかということで、13mmのメーターと20mmのメーターで99%近くが構成されております。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 それで、平均的な2か月の水道料金は、現行に対してどれぐらい値上げになるのか。それがやっぱり市民が一番知りたいところだと思うんですけども。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 それなんです、7ページの上のほう、参考というところが四角い枠で入っていると思います。例えば口径13mmを利用している世帯というのは、平均的な使用水量が20m<sup>3</sup>というところで統計的に出ましたので、13mmの方だと20m<sup>3</sup>で算出しますと、現行料金は1,428円なのですが、改定案は1,530円、改定額が102円となり、改定率は7.1%という形になります。

口径20mmの方だとこの平均使用水量が36m<sup>3</sup>というのが統計で出ましたので、その36m<sup>3</sup>で計算をしますと、現行料金3,234円、改定案では3,600円、改定額が366円で改定率11.3%という形になります。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そうすると、市民から聞かれたら口径によって違いますよと、細い口径だと平均100円、20mmだと400円ぐらいまでだと。それ以上使ったのは自分の使用量だという説明をしてあげればいいですか。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 これはあくまでも平均の使用水量で取っていますから、使っている量も違いますし、管の大きさやメーターの大きさだけではなくて、使用水量も変わっています。つまり13mmのメーターというのは、結構単身のアパートとかそういうところが多いんです。一般のファミリー世帯というのが20mm、要するに一戸建てだとかマンションとかというのは大体20mmを使っていますから、そうすると家庭の人数も増えるので水量も違って、13mmよりは多くなっているということで料金が違いますから、13mmだと100円アップです、20mmだと300円以上のアップだということではなくて、水量も含まれているので、平均的な使い方をしたモデルケースということで、ここには参考に出させていただいたものです。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 何点かお聞きしたいのですが、今の物価高騰だったりいろいろな要因があって、多分諮問されたと思うんですけども、市長が審議会に諮問するに至る経過というか、どういった経緯でそういうふうになったのか、改めてお聞かせください。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 これは現行の水道事業経営戦略に示されているとおり、現行のところでこのまま料金改定をしないと、純損失が発生して資金ショートをしますよ、だから料金改定が令和4年から令和6年に必要になりますよとそういうことがまず示されたのがあって、それについては再度検証した中でやりなさいよというのが戦略の中に書かれていたので、このたび最新の決算値とか予算の値を入れて再検証をして、審議会に対して諮問して答申をいただいたという形になります。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 和光市って県内でも相当この水道料金が安いと思うんです。その要因としては、浄水場等々が普通のところだったらその土地を買ってやらなければいけないというのは、そこが和光市と他市とでちょっと違うのかなという部分で大分安価にできているのかなと。

でも、これから物価高騰だったり先行きで、また老朽化というところを見据えれば、やはり改定しなければいけないのかなというのはすごく理解できるんですけども、7ページのところで、他市と比較すると、他市に近づいていくような感じになるんですが、そこら辺って他市と和光市で違うと思うんです。他市にどんどん合わせていくのではなくて、将来的にかかる

ころをしっかりと見据えて、やっぱり他市よりも安価で供給できるという和光市の魅力というのを残してもらいたいと思うんですけれども、そこら辺の状況をお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 おっしゃるとおり和光市の水道事業で水道が安価に供給できる要因としましては、南浄水場が外環の補償によって造られたことに起因しております。その南浄水場は築造から約30年を経過したということで、老朽化に伴う施設更新に費用がたくさんかかるということと、おっしゃるとおり物価高騰を踏まえて、今回総括原価という形でお示ししているものに、これまでのかかるものに対してプラス7.3億円が余計にかかる形になるよというものの中に、物価高騰の今、計算できる物価高騰分、燃料費の高騰分などを含んだ形で積算した形でお示しさせていただきました。

今回改定案であっても、現行では和光市は県内では下から3番目か4番目ぐらいのところなんですけど、改定案が仮に実施されるとしても、今のところ県内で10番目ぐらいの安価な形で提供できるかと思います。今後なるべく経費がかからない形で水道事業を運営していきたいところなんですけど、どうしても必要経費がかかってくるのが推測されるので、今回このような案を提示させていただいております。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 和光市は、県水だけではなくて井水を使って、その比率をお聞きしたい。というのも、この原価は井水と県水の比率がどれぐらいになっていて、将来、県水というのは、八ッ場ダムの兼ね合いで負担額が入ってくる可能性があると思うんですけども、その辺はもう推測で結構ですから、現在の比率、湧き水というか井水の使用率はどの様な感じなんですか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 現在の県水と井水の比率はおおむね7対3、これは以前から変わっておりません。八ッ場ダムに関わることですが、減価償却は始まっていますが、それが県水の水道料金に反映されているという事実はございません。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 ちょっと確認したいのは、6ページになるかと思うんですけれども、新料金の検討のところで、基本料金の改定案はケース1、ケース2と出ているんですが、この上の(2)のところにあるように超過料金の表が見当たらないんですけれども、この新料金の検討では超過料金についてはどうやっているのか、確認します。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 これも先ほど御説明させていただいたのですが、その表の右に吹き出しが出ています。下の超過料金につきましては、どれも17%前後になっているというところで、これは調整不要ということで、審議会のほうから回答をいただいております。



それで、上のほうの吹き出し、基本料金なんですが、こちらは口径ごとに料金のばらつきが大きくて、不公平感が顕著じゃないかということで、ここについて少し検討しましょうというところで、ケース1とケース2を出した形になります。それでどちらがいいかということで検討した結果、審議会のほうでこの一律7%が公平性もあっていいのではないかということでお示しをいただいたものです。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 先ほど萩原議員からもあったと思うんですが、原価の分解のところの固定費のところは4対6となっている話と、あと6ページの(2)の手引きにのっとった計算をした場合にかなり改定率のばらつきが大きくなってしまふということがあるんですけれども、多分その辺の基準となるものが、手引きが想定している一般的な要素で出されたものと、現行の和光市がこれまでやってきたものとはそごがあるから、結果的にこういうふうになるのかなと思うんですよ。そうしたときに、逆に、手引きが示しているような計算方法が、そもそも現行の和光市ではそういうふうにはされていないというところがあつて、そういう意味では、手引きからの視点でいうと、和光市の今の料金体系自体、既に不公平が生じているという状態になっている。

そこの部分を考えたときに、それを手引きにのっとって一律に是正すると、この(2)の結果的に不公平感が出るように見えるんだけど、現行と比較すると一律7.幾つのパーセンテージに合わせていくこのケース2の形にすると、手引きではなくて現行の和光市の基準から見たときに公平感があるという、そういう論調になるのかなと思うんですが、そういう考え方で間違いないのか、確認したいと思います。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 全く御指摘のとおりで正しいと思います。

ただ、言っていることは正しいんですけれども、実際の料金体系というのは、先ほど申し上げたとおり地方自治体によって様々な考え方、あとは特色があるので、そういう中で築き上げてきたものなんです。だから必ずしもこの手引きが全てで、これのとおりが正しいんだというわけではないので、審議会の中でも皆さんでここはかなりもんでいただいて、和光市として一番いいパターンというのはどうなんだろうということを審議していただいた上でなったのがこの結果という形で御理解いただければと思います。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 当初からこの水道料金の値上げというのは経営戦略上でも位置づけられていて、これから上げていかなければいけないという事実があったと思います。その中で今回、先ほど安保議員からありましたけれども、手引きと今の和光市の状況を照らし合わせながら、この審議会で基本料金の値上げの仕方をこのように変えられたと。

今回、当初経営戦略上で掲げていた水道料金の値上げと比較して、想定していた値上げと比較し、現状では審議会でこのような形になったと。それと比較したときにはどのような差異が

あるのか、そこを教えてくださいませんか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 改定する前の水道経営戦略の審議の中では、水道料金はおおむね30%の改定が必要だという形が最初の案として出ました。でも、30%急に上げるというのは生活にかなり影響があるということで、前回の全員協議会で説明させていただいたときは、おおむね15%程度の料金改定を実施する見込みで、令和4年から令和6年まででやりましょうということをお説明申し上げたところなんです、それから数年たって現在に至って、考え方を現状の決算値を見ながらやったところ、おおむね収益で14%増収になる料金改定が必要だという形になったので、今回このようなお示しをさせていただいております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 今回、そのシミュレーションで資金残高の推移が出ていますけれども、令和9年度でショートするような形になっています。当初考えられていた料金の積み上げよりも比較的マイルドになったといいますか、引上げ額を減らしたというところで、この資金残高の推移から予測されるものではなく、あくまでも市民生活に寄り添った形での値上げというところにとどまったと解釈していますが、その点で、資金残高については今後どのように推移していくと想定されていて、今後どれくらい値上げしなければいけないと考えた上での判断なのか、教えてください。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 今回の料金改定の案としましては、今後5年間を見た上での料金の改定案になっていますので、審議会でも最終的に答申に盛り込まれているのですが、この5年以内に常にその料金については注視しながら、その後の料金改定を含めた形で議論をするべきという形になっております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 当初から私もこの問題については取り上げなければいけないなと思っていました。今の段階でこれは、大きな要素としては私は広域化だと思っているんですけども、この点について広域化等で対応しながら予算、その値上げをしない方向にするというような議論は出てきたのでしょうか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 広域化を念頭に議論を進めていってはおりません。

○富澤啓二議長 片山議員。

○片山義久議員 私もこの料金の改定は必要だと思っております。ショートしてからでは遅いので、なるべく早めに対応したほうがよいと考えています。

今回、水道料金の改定についてですけれども、下水道料金については変わらずということでもよろしいでしょうか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 現時点では下水道料金の改定については考えておりません。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 1点、料金の実際の改定スケジュールのことで伺いたいんですけども、2ページ、(2)、料金検討の算定期間で、令和6年度から令和10年度の5年間とすると行って、実際にいつ料金改定が行われるのかというところは示されていないと思うのですが、例えば今、既にこういう検討がなされているわけなので、令和6年の、要は3月の当初予算からこれが適用されることになるのか、それとも3月を過ぎた後、既に試算はしているけれども、具体的な数字としては4月以降でそういう話を検討されるのか、その辺についての考え方を教えてください。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 この件については、まだフィックスしていない部分がございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

この水道料金を上げなくてはならないというのは、皆様に御理解いただいたと思うのですが、ただ今の社会状況を考えますと、国際情勢が非常に不安定な中で今後燃料費、物価高騰でどうい変化が起こるか分からない、また、市民生活にどうい影響が出てくるか分からないという非常にタイミングが悪い時期で、答申は答申として、これはしっかり受け止めさせていただくのですが、施行時期について具体的にいつにするかというのは、今後市長部局とも一緒に、どうい形でどの時期にやるのかということは検討させていただいて、改めて御報告をさせていただきたいと思えます。確実なのは、答申どおり来年度の4月1日からどうい形で取り組むというのではなくて、少しお時間をいただいて、施行する時期については検討させていただきたいということで御理解をさせていただきたいと思えます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今の御説明は、ある程度一定の理解は示すつもりです。ただ、やはり今後の見通しがある中で赤字になっていきますよという話をしている現状を、ある意味この場で、具体的に数字として突きつけられているというふうに今捉えているんですけども、その中で遅れば遅れるほど、要は負担の平等というんですか、时期的な平等というんですか、今ここに住んでいる和光市民は、実施の時期まではその恩恵を受けるんですね。だけれども赤字になりますよとされる期間が近づくにつれて、その時点での負担はその時点で住んでいる和光市民にどんどん上乘せされていくと考えたときには、既に赤字の見通しであるのであるし、その答申としても、もう来年度からはしっかりやりなさいよというふうにあるのであれば、まずはやっぱりそれを真摯に受け止めて、その上で例えば実際に値上げをするときに、生活にもう本当に問題が出てくるという人に関しては減免措置を取るとか、何かどうい形の検討をしなければ、結果として今もう世界的に情勢不安定、また物価高騰があるから値上げはしませんとやったときに、将来本当に困ったときに、そのときの和光市民が物すごいあおりを食うことになる。

この部分というのはしっかり見ていかなきゃいけないと思うので、そこを考えるとやはり私

の感覚としては、まずはもう令和6年度から実施をするというのであるし、具体的な数字は既に示されているんだから、であれば当初予算からのってくるのが当然だろうなという感覚で見えていました。その点についてお願いしたいと思います。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 安保議員がおっしゃったような考えもごもっともでございます。

ただ、行政として、また政治家としての市長の判断として、それを端的に今やるのか、また今私が言いましたように時期をずらすのか、また収入に応じた料金をどうするのかと、いろいろ今すぐ答えが出ないということで、少し検討の時間をいただいて、実施時期については改めて説明をさせていただきたいということでございます。

安保議員のおっしゃるとおりやる場合も、可能性はゼロではございません。今後検討する中で、どうしても後づけになっていくと後年の負担が多くなるということが危惧されるのであれば、それについてはまた対応を検討しなければならないものと考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 今のお話なんですが、私は今伺っていて、令和6年度から改定をするのであれば7%くらいの改定率で収まるという計算が出ていて、これを後ろに延ばせば延ばすほどこの7%が変わってくるのだと思うんですね。そのとき一気に負担が来るというのは大変厳しい状況にありますので、やはり段階的にできれば7%で抑えられるという状況のうちに手を打つというのは、ある意味、市民の皆さんの生活を守ることに繋がっていくのではないかとこのふうにも考えています。ですので、そういった点も十分に考えて総合的に判断をいただきたいと思っておりますし、答申がこれだけきちんと出てきているということもそれを示しているのではないかなと、今、大変分かりやすい説明をいただいてよく理解できましたので、市民生活が急激に変化して圧迫されるようなことがないという点も重点を置いていただけたらと思っておりますので、お願いいたします。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 まさにおっしゃっているとおり、私がお答えしたのは、小嶋議員がおっしゃっているとおりのことを今後検討させていただくので、時間をいただきたいというお話をさせていただいたところでございます。

○富澤啓二議長 吉田議員。

○吉田武司議員 今のところなんですけれども、審議会の答申の中で、安定した市民への水の供給を継続されていくことが一番大事なのかなと思っています。答申の中にも今回の料金改定について令和9年、あと3年後にショートするということで、今後この値上げの改定をして、随時監視というか、検証しながらやっていくというふうになっているので、やはりそういうところも考えて、市民への水の安定供給をしっかりと考えて、また物価高騰のそういう財政面のこともあるんですが、その辺もしっかりとやっていただければと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 具体的に見ていきたいんですけども、今のままいった場合、令和9年に5,700万円の資金ショートをしますよという話が今既に出ていると。令和6年度から値上げをしなかった場合、この資金ショートはどう回避するのかについて、まず1点目、伺いたいと思います。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 先ほど申し上げましたとおり、その辺についても検討をさせていただいて、こういう形で答申をいただいたものです。ただ、今の社会状況を考えるとやはり政治的な判断も必要なのかなという考えの下で、今おっしゃったようなことも踏まえて検討する時間をいただきたいということで申し上げております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 政治的な判断はいいんですよ。それはそのとおりだと思います。ただ、実際にショートしますよという現実を示されていて、実際に5,700万円足りなかったらどうするのかという話をまず伺っています。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 検討の中で同じ時期に同額、また、それ以下であっても資金ショートをして経営が難しくなるようであれば、安保議員が最初からおっしゃったような形で令和6年度当初から値上げということは、選択の一つと考えております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、先ほどの小嶋議員が指摘したことと重複しますが、令和6年度の当初から7%で改定をした場合には、恐らく令和9年度のこの危機はまだ脱出することはできると。それがもし当初予算にのってこなくて令和7年度からにしますよと、令和8年度からにしますよといった場合には、ここは当然7%ではなくて、もしかすると倍だったりとか、その割合は分からないですけども、この5,700万円をカバーするだけの料金の増にしなければいけないという話になると思うんですが、基本的な考え方としてはそれで合っているということでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 何%になったら云々ということではなくて、私どもはまだ手元に検討した数字を持っていませんので、どういう対応をするかと実施時期については、いろいろな課題があるので保留させていただきたいということで御理解をいただきたいと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そういう政治的な判断も含めて、実際に行政、市政としてどういう形でこれを持っていくのかというところを第三者に判断してもらうのが多分この諮問だと思っていて、その答申でこういうグラフまで含め具体的な数字が出ていることに対して、一旦そこを保留しますとなったときに、また算定し直しになると思うのですが、その1年後となると。そうしたときに、7%だったら何とか皆さん我慢してくれるのではないかなというような感覚を今説明を

聞いていて思い始めていたところ、来年になったら例えばこれが十何%になりましたとか、再来年になったときにはもう20%取らないと無理ですという話になろうかと思うんですけども、そうしたときに、では、そうならないように例えば一般財源から水道会計のほうに繰入れをしますとか、そういう話も今後、今ここで保留するからには検討要素になってくると思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 なかなか想定でお答えするものではないと思いますので、また改めて検討した結果につきましては御説明させていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 推測でどうのこうのではなくて、今、具体的にこれだけ数字が出ていて、7%改定率を上げることによって、ここの数字がカバーできますよというのがこの答申じゃないですか。これを今やらないんだったら、確実に来年以降はそれより値上げすることは、もうそれは推測じゃなくて事実だと思うんで。でなければこの諮問結果、答申の結果、ここで赤字になるってこれ自体も怪しいですねというんだったらまた別ですけども、これを前提にするんだったら、令和6年度当初からやらないんだったら、これよりも値上げになることは間違いないというふうに、これは推測ではなくて事実だと思います。その辺どうでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 まさにおっしゃるとおりで、率は上がると思います。何%上がるか、また段階的にやればどういう形になるのか、また一般会計からそういう補填をすればどういう形になるのか、いろいろな形は想定できると思います。それは、先ほど小嶋議員が質問されたとおり、それについてはいろいろなケースで検討を加えて、改めて具体的な数字、時期等についてはお話をさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 一義的に実際こうしますという方針を打ち出すのは市長だし、その部分に関して否定するものではないんですけども、実際これだけの資料が出されていて、答申としても今こうですよというのが示されていて、それは今説明を受けて、確実にこれをやらないとちょっと値上げになりますよと話をしている段階で、その後どうしますかという話を、決まったらお話ししますというお話なんですけれども、じゃ、我々としては、今この段階でこれで納得して、来年度予算についてはこれを前提にこれから話をしていくところだと思うんですけども、それもこれだけ具体的に出ているにもかかわらず、分からないかもしれないなという前提で我々も身構えていきゃいけないのか、その辺がちよっとよく分からないんですけども。今、この全員協議会での説明は何なのかということについて、もう一度お願いします。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 全員協議会での説明は、まず答申として値上げが必要で、これだけの値上げが

必要であるということをもまず御理解をいただきたいと。ただ、実施する時期については、今の社会情勢を踏まえた中で、市長部局としてもここですぐ判断することは非常に難しいので、御理解をいただいて、また改めて説明する場を設けさせていただきたいということでございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 その御理解いただきたいというところが理解できないので、今話しているんですけれども。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 3時39分 休憩）  
再開します。（午後 3時40分 再開）

○小嶋智子議員 これから新たに検討するというので今お話をいただいているのですが、予算も、来年度の予算については始まっているわけで、もう時間もそんなにない中で御検討されるということですが、ちゃんと間に合う形になるのでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 それは間に合う形で検討させていただいて、御報告をさせていただきたいと思っております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 やはりこれだけ詳しい説明をいただいて、これだけもう時間の猶予はないんだということまで御説明いただいたと、私は今受け取っているんですね。その中で検討したけれども、取りあえずこれでいきますというようなしっかりとした方向性が示されないような検討ではなくて、数字も持っていらっしやらないということでしたから、これから数字をいろいろ出されるんだと思いますが、そういったこともきちんと示していただいた中で、この後の説明というのはいただきたいと思います。これだけ出していただいているんですから、ここでの協議だと思っているわけですね。それが、いや、まだ数字も出ていないけれども、世界情勢に鑑みて検討するんですということになりますと、ここまでは分かりましたが、その先の一番重要ところが欠落してしまった全員協議会になるということになりますので、そこも整えていただきたいかなということもありますし、今後の検討においてはきちんと数字も示していただきたいと思いますので、その点はどうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 そのとおりにさせていただきます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今、小嶋議員が質問していただいたことでそのとおりです。

先ほど言いたかったのは、検討することについてはまずは理解します。その上でいつ示すのかということを知りたかったのが先ほどの質問で、具体的に言うと、当初予算が出てくるまでの段階でそれを示していただかないと、3月に出てくるその当初予算に対してしっかり審議ができないというところがありますので、まずは、この答申どおりに当初予算の段階から値上げを実施するのか、それとも上げないとするいつから実施する予定になるのか。それもまだ分

からないということであれば、例えば半年遅らせた場合は改定率は何%の見込み、1年遅らせた場合は何%、2年後だったら何%、そういう形の試算まで含めた上で具体的に値上げ率を添えた上で、3月の当初予算が出る前までに説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 そのとおりにいたします。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 これはお願いですけれども、値上げするということが決まれば、市民への説明、私たち議員でもこれだけの質問があるわけですから、やはり出前講座か何かでこの値上げ、要するに令和9年までこのままでいくと大変だということが市民に分かるような形で値上げの前には説明していただきたいということを要望します。

○富澤啓二議長 片山議員。

○片山義久議員 赤松議員がおっしゃっているようなことを今、市役所でパネル展示をしております、令和5年12月定例会で提案、議案を上程するという形で市民には説明していると思うんですが、開始時期が分からないまま取りあえず何らかのことを上程される予定なのでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 12月定例会までには間に合うように検討を進めて、御説明させていただきたいと思います。

○富澤啓二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午後 3時55分 閉会



議 長 富 澤 啓 二

副 議 長 小 嶋 智 子